

2019年5月10日

一般社団法人環境共創イノベーション  
代表理事 赤池 学



平成31年度 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金  
(エネルギー使用合理化等事業者支援事業)  
平成31年度 電力需要の低減に資する設備投資支援事業費補助金

## エネマネ事業者登録通知書

2019年4月12日に貴社より提出されたエネマネ事業者登録申請については、下記の通り登録しましたので通知します。

### 記

- エネマネ事業者番号 EM31034
- 幹事社 株式会社グローバルエンジニアリング
- コンソーシアム事業者
  - 株式会社翠光トップライン
  - 株式会社沖設備商会
  - 一般社団法人 沖縄CO2削減推進協議会

以上

2019年5月10日

平成31年度エネマネ事業者 各位

エネマネ事業者登録と省エネ補助金／省電力補助金の申請に関する注意点

一般社団法人環境共創イニシアチブ  
事業第1部

平成29年度より手続きを簡素化することを目的にエネマネ事業者は「登録制度」に変更しましたが、実際に補助事業へ交付申請いただく際には、下記の点にご注意いただきますようお願いいたします。

- HPや営業資料に掲載する場合、「経済産業省認定」や「SII認定」エネマネ事業者という言葉は使用しないでください。（「登録エネマネ事業者」は可）
- 今回、「エネルギー管理支援サービス契約書」とその契約に基づく「サービス内容」をご登録いただきましたが、実際の交付申請の審査で、「具体的なサービス内容」や「エネルギー管理支援サービスによる省エネルギー量」の確認を行い、個別事業として要件を満たしていない場合は不採択となる可能性があります。また、登録していただいたEMSが要件を満たしていない場合も交付決定取消し、または不採択となる可能性があります。
- SIIや補助事業者からの個別事業の問い合わせに対して、エネマネ事業者の担当者が十分に対応いただけない場合、当該事業の審査・採択対象とならない可能性があるため、エネマネ事業者側で、申請内容・件数に応じて十分な体制をご準備ください。
  - 問い合わせ窓口の方が申請内容を理解していない
  - 問い合わせ窓口をエネマネ事業者以外のコンサル会社に用意させている
  - 1名の担当者が多くの申請を担当し、十分な対応ができない
- 登録要領にもある通り、3年間のデータ登録や計画省エネルギー量の達成が確認できない場合、事業者にお支払した補助金が返還（返還義務は事業者）となる可能性がありますので、十分なエネルギー管理支援サービスが提供できる体制を整えてください。

以上